（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第二　先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療 一～九　（略） 十　削除	第二　先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療 一～九　（略） 十　血中ＴＡＲＣ濃度の迅速測定 イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状 汎発型の皮疹（皮膚科専門医（一般社団法人日本専門医機構又は公益社団法人日本皮膚科学会が認定したものをいう。以下同じ。）が重症又は重症化の可能性があると判断したものであって、薬疹が疑われるものに限る。） ロ　施設基準 (1)　主として実施する医師に係る基準 ①　専ら皮膚科に従事し、当該診療科について十年以上の経験を有すること。 ②　皮膚科専門医であること。 (2)　保険医療機関に係る基準 ①　皮膚科を標榜していること。 ②　実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されており、そのうち一名は当該診療科について十年以上の経験を有する皮膚科専門医であること。 ③　内科において常勤の医師が配置されていること。 ④　臨床検査技師が配置されていること。 ⑤　病床を百床以上有していること。 ⑥　当該療養を実施する病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が、常時、入院患者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数が、本文の規定にかかわらず、二以上であること。 ⑦　当直体制が整備されていること。 ⑧　二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。 ⑨　医療機器保守管理体制が整備されていること。 ⑩　倫理委員会が設置されており、届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催すること。 ⑪　医療安全管理委員会が設置されていること。 十一～二十九　（略） 第三　先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療 一～四十　（略） 四十一　タクロリムス経口投与療法　不妊症（卵管性不妊、男性不妊、機能性不妊又は一般不妊治療が無効であるものであって、これまで反復して着床又は妊娠に至っていない患者に係るものに限る。） 四十二～四十五　（略） 四十六　アモキシシリン、ホスホマイシン及びメトロニダゾール経口投与並びに同種糞便微生物叢移植の併用療法　潰瘍性大腸炎（軽症から中等症までの左側大腸炎型又は全大腸炎型に限る。） 四十七　（略） 四十八　着床前胚異数性検査１　不妊症（卵管性不妊、男性不妊、機能性不妊又は一般不妊治療が無効であるものであって、これまで反復して着床若しくは妊娠に至っていない患者若しくは流産若しくは死産の既往歴を有する患者に係るもの又は患者若しくはその配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が染色体構造異常を持つことが確認されているものに限る。） 四十九～五十八　（略） 十一～二十九　（略） 第三　先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療 一～四十　（略） 四十一　削除 四十二～四十五　（略） 四十六　削除 四十七　（略） 四十八　削除 四十九～五十八　（略）